

川口市議会 6月定例議会が2日から始まりました。一般質問の発言通告を掲載します。

6月13日(月)15時から板橋ひろみ議員、16日(木)10時から井上かおる議員が一般質問を行います。

一般質問は短縮で行いますが、傍聴は通常通りです。

議会にお出掛け下さい。

板橋ひろみ議員

13日(月)15時

1 次世代への恒久平和の確立に向けた取り組みについて

- ① 日本国憲法を守りいかす市政運営を
- ② 核兵器禁止条約への参加を国に求めること
- ③ 川口市平和展の取り組みについて

2 市内業者と地域経済に貢献する支援策を

- ① 住宅改修資金助成制度の周知と拡充を
 - ア 制度の周知について
 - イ 制度の拡充について
- ② 商店改修事業補助金の活用促進について
- ③ 小規模事業者への市発注工事の受注機会の拡大について

3 市民のくらしを守る取り組みを

- ① 生活保護制度につながるための周知徹底を
- ② 水道料金の恒久的減免制度の導入へ
 - ア 水道料金減免の執行状況について
 - イ 低所得世帯への恒久的減免制度の実施について
- ③ 住宅困窮者への支援策を
 - ア 家賃補助制度の実施を
 - イ 市営住宅の家賃減免の対応について
- ④ 学校給食の無償化で教育費負担の軽減を
 - ア 物価の高騰の影響について
 - イ 給食費の無償化を実施することについて

4 子どもや保護者一人ひとりに寄り添った子どもの生活・学習支援事業へ

- ① 継続的支援の取り組みについて
- ② 関係部局との連携について
- ③ 生活力を培う場の保障を
 - ア 食育支援・食事の提供について
 - イ 就職等の相談・支援について

5 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ・再生可能エネルギーへの転換で持続可能なまちづくりを

- ① 2030年度までにCO₂を50～60パーセント削減する目標設定について
- ② 川口市地球温暖化対策実行計画の改定に伴う重点施策等の検討について
- ③ 住民や地元企業への専門的なアドバイスができる支援体制について

6 安行近郊緑地保全区域の市街化調整区域内の土地利用について

- ① 戸塚安行駅南側地区区画整理事業にかかわって
 - ア 今年度の事業内容について
 - イ 住民などへの丁寧な説明を進めること
- ② 赤山城跡保存整備事業の用地取得で緑地資源の保存を

井上かおる議員

16日(木)10時

1 障害児・者にやさしい行政を

- ① 障害者の「くらしの場」の整備拡充を
 - ア 入所施設の整備の必要性を国に働きかけること
 - イ 公設の入所施設の整備拡充を
- ② 公設の短期入所施設の整備拡充を
- ③ 県立川口特別支援学校の過密解消のために
 - ア 教育委員会として過密化の解消を県と協議していくこと
 - イ 特別支援学級の全校配置を急ぐこと
- ④ 特別支援学校のスクールバスに看護師が同乗することを県に求めること
- ⑤ 市内に肢体不自由児も学べる特別支援学校の増設を

2 高齢者福祉の増進を

- ① 後期高齢者医療の窓口負担増について
 - ア 医療費自己負担額が引き上げとなる対象者の人数は
 - イ 後期高齢者の健康状態をどのように把握するのか
- ② 補聴器購入助成制度の創設を
- ③ あんしんカードによる高齢者支援の拡充を

3 神根運動場周辺の整備について

- ① PFI事業によらない施設整備運営を
- ② 神根西公民館、北スポーツセンター、神根運動場等の利用に関する対応について
- ③ 川口市立北中学校周辺の交通安全対策を
 - ア 歩行者に配慮した道路の整備を
 - イ 施設建設時の交通安全対策を万全に
- ④ 近隣の公共交通機関の充実を検討すること
- ⑤ 騒音による川口市立北中学校生徒の授業への影響について

6月定例市議会に提案した意見書

日本共産党川口市議団は、6月市議会を前に開かれた議会運営委員会に「核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書(案)」「インボイス制度の導入延期または中止を求める意見書(案)」「電力分野の二酸化炭素排出量を抜本的に削減することを求める意見書(案)」の3本の意見書案を提出しました。6月市議会でも可決できるよう頑張ります。今号では「電力分野の二酸化炭素排出量を抜本的に削減することを求める意見書(案)」を紹介します。

「電力分野の二酸化炭素排出量を抜本的に削減することを求める意見書」(案)

気候危機対策として緑を増やすこと、二酸化炭素排出量を抑えることが世界共通の認識となっており、日本も2025年までには二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを掲げている。本市においても「かわぐちグリーン・エネルギー戦略」を打ち立て、再生可能エネルギーの拡充と照明灯のLED化、次世代自動車への切り替えなどで積極的に気候危機対策に取り組んでいる。

二酸化炭素排出を抑えるうえで、国内の排出量の内訳を見ると発電所39%、工場などの産業25%、自動車などの運輸18%(2019年度環境省)であり、電力分野は、日本全体の二酸化炭素排出量の約4割を発電が占め、二酸化炭素削減の成否を握っている。しかし、現状では日本は大型石炭火力の新規建設を依然続けており、G7(主要7カ国)で唯一石炭火力を廃止する期限を示していない。

また、再生可能エネルギーで発電した電力を優先的に利用する、優先利用原則を確立することが大切である。発電量が過剰になると、まず太陽光や風力での発電が電力系統から外され、原発や石炭火力での発電が最優先になっていることは再生可能エネルギー拡充にブレーキをかけかねない。同時に、再生可能エネルギーで発電した電力を最大限活用できる送電網などのインフラ整備が必要である。電気は、石油・ガソリンのような輸送コストもなく瞬時に全国に送ることができるうえに、再生可能エネルギーはどこにでも存在している。一方で、自然条件の違いで特に有利な地域もあり、その条件を生かして電力需要の高い大都市部へ送電することで、地域の活性化に役立てることもできる。

よって電力分野の改革を電力企業任せではなく、国が主導して、国内の環境団体が掲げる目標を踏まえて下記事項を国策として進めるべきである。

記

- 1 化石燃料から再生可能エネルギーへの大転換を進め、2030年までに現状の2倍の40～50%に引き上げること
- 2 2030年までに石炭火力、原発の発電量をゼロにすること
- 3 2030年までに省エネルギーの促進をはかり電力消費を20%削減すること

埼玉自治体問題研究所第47回定期総会開催

各市で「子どもの権利条例」を広げよう



埼玉自治体問題研究所の第47回定期総会が3年ぶりに会員が対面する形で開かれ、記念講演に北本市議会議員の桜井卓氏を迎え『「北本市子どもの権利に関する条例」制定に込めた希望～子どもを大切にしないまちに未来はない』をテーマに学びました。北本市では今年3月の市議会でも議員提案による「北本市子どもの権利に関する条例」が全会一致で可決し、10月から施行されます。

子どもの権利とは、1989年に国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、4つの基本原則として「差別の禁止」「児童の最善の利益」「生きる権利・育つ権利」「意見表明権」があげられています。日本は1994年に批准し児童福祉法などで明記し、また地方自治体では川西市や川崎市が条例を制定し、埼玉県も2002年に条例で擁護機関を設置するなど徐々に各自治体で取り組みが広がっています。

北本市は市内での子どもを取り巻く環境について、いじめ自殺事件や学校廃校にあたり児童の意見を聴かない、学校の生徒指導が行き過ぎる中で自己肯定感が得られない、自分の意見が言いづらいなどの状況があったということです。議会では勉強会や特別委員会の設置、市民専門家などの意見聴取を踏まえ条例案を作成し、パブリックコメントを経て条例提案に至ったとのこと。子ども自身に責務を課す条例ではなく子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利も明記し、擁護機関を設けるための予算措置もされているそうです。

つづく総会では、県内市町村の動向に触れながらコロナ禍での自治体の財政問題や、公共施設の再編統合・学校統廃合の問題が顕在化していることが大きな問題となっており、特に学校統廃合の問題の中で、当事者である子どもたちの意見を聴いていないことが子どもの権利条約批准する国ではおかしいとして自治体での条例制定の動きがある状況も共有されました。

コロナ禍で様々な事業が制限される中でしたが、住民運動との連携を進めていくことが示され今年度の方針を参加者で確認しました。